

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 伊東 忠重 様 〒100-0005 日本国 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内 MY PLAZA（明治安田生命ビル） 1 6階	<h2 style="margin: 0;">PCT</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">（法施行規則第40条の2） [PCT規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 EL19037PCT	発送日 （日.月.年） 10.02.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/046869	国際出願日（日.月.年） 29.11.2019	優先日（日.月.年） 30.11.2018
国際特許分類（IPC） H01L 21/02(2006.01)i; H01L 21/66(2006.01)i; G05B 19/418(2006.01)i FI: H01L21/02 Z; H01L21/66 Z; G05B19/418 Z		
出願人（氏名又は名称） 東京エレクトロン株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 27.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 平野 崇 5F 3657 電話番号 03-3581-1101 内線 3516
--	-------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4-5, 8-11, 13-16	有
	請求項	1-3, 6-7, 12, 17-18	無
進歩性 (IS)	請求項	4-5, 8-11, 13-16	有
	請求項	1-3, 6-7, 12, 17-18	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-18	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1:WO 2018/101722 A2 (SK HOLDINGS CO., LTD.) 07.06.2018(2018-06-07)

段落[0029]-[0092], 図1-4

文献2:JP 2012-004181 A (シャープ株式会社) 05.01.2012(2012-01-05)

全文, 全図

文献3:JP 2014-507801 A (東京エレクトロン株式会社) 27.03.2014(2014-03-27)

全文, 全図

文献4:WO 2010/119894 A1 (シャープ株式会社) 21.10.2010(2010-10-21)

全文, 全図

請求項1-3, 6-7, 12, 17-18に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性および進歩性を有しない。

文献1には、各々異なる種類のデータを抽出する抽出部（「データ取得部」に相当）と、抽出されたデータを種類に応じて区分し、データの種類毎にニューラルネットワークモデル（「ネットワーク部」に相当）に入力することで、ニューラルネットワークモデルを学習させる学習部（「学習部」に相当）と、学習済みのニューラルネットワークモデルを用いて、結果値を予測する予測部（「推論部」に相当）とを含み、装置の内部／外部のセンサを介して測定した装置稼働時間、温度、圧力、振動数、特定材料の割合などの時系列化された装備関連データ、半導体製造の開始時点から現在の時点までの中間結果物に対する品質を測定して獲得したデータとして、回路の線幅、厚さ、ねじれなどを示す時系列化された計測データを含む品質データを学習データとして読み込み、収率（「結果物の検査データ」に包含される）を算出する半導体製造の収率予測システムおよび方法、コンピュータプログラムが記載されている。

してみれば、請求項1-3, 6-7, 12, 17-18に係る発明の発明特定事項と文献1に記載された発明との間に差異はない。また、請求項1-3, 6-7, 12, 17-18に係る発明は、文献1に記載された発明に基づいて、当業者が容易になし得たものである。

請求項4-5に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性および進歩性を有する。

特に、「取得した前記時系列データ群を第1の基準及び第2の基準に応じてそれぞれ処理することで、第1の時系列データ群と第2の時系列データ群とを生成し、生成した前記第1の時系列データ群及び前記第2の時系列データ群を異なるネットワーク部を用いて処理すること」点は、何れの文献にも開示されていない。

請求項8-9, 13-16に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性および進歩性を有する。

特に、ネットワーク部が「取得した前記時系列データ群を、異なる手法で正規化を行う正規化部」を含む点は、何れの文献にも開示されていない。

請求項10-11に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性および進歩性を有する。

特に、「所定の処理単位内の第1の処理空間における対象物の処理に伴い測定された第1の時系列データ群と、第2の処理空間における対象物の処理に伴い測定された第2の時系列データ群とを、異なるネットワーク部を用いて処理する」点は、何れの文献にも開示されていない。